

第10期高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

概要版

総論

第1 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的・背景・趣旨（P2）

令和7年には、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上を迎えるため、全国的に介護をはじめとする社会保障の負担の増大や、介護の担い手不足が懸念されております。

本村においても、今後高齢化率は上昇するものと見込まれ、地域における介護や福祉の提供を維持していくためには、これまで「支援される対象」であった高齢者が自ら「支援の担い手」となることも求められており、高齢者一人一人の健康の維持増進、社会参加や介護予防の推進がこれまで以上に重要となります。

本村ではこれまで、地域包括ケアシステムの構築・推進や介護予防・健康づくり施策の充実・推進等に取り組んできましたが、これまでの取組を検証しつつ、引き続き、地域包括ケアシステムの深化や介護予防事業の更なる充実等に取り組み、今後も、高齢者が介護の必要な状態になっても住み慣れた地域で様々な支援を受けながら安心して暮らし続けることができるよう、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図ることを目的として本計画を策定するものです。

2 計画のフレーム・期間（P3～4）

（1）高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係

高齢者福祉計画は、65歳以上のすべての高齢者に係る福祉施策全般を範囲とする計画で、介護保険事業計画の内容を包含しています。

介護保険事業計画は、65歳以上の要介護等認定者が自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめたものです。

要介護等認定者を含むすべての高齢者を対象とした高齢者福祉計画と、介護保険サービスに関する介護保険事業計画は、相互が連携し総合的な高齢者福祉施策の展開が期待されることから、本村では両計画を一体的な計画として策定し取りまとめました。

（2）本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間となります。

3 計画の策定体制・調査の実施（P 4～5）

本計画では、市内の関係各課と連携を図るとともに、施策の対象となる高齢者の意見を広く聴取し、反映させるため、「湯川村介護保険運営協議会及び高齢者福祉計画策定委員会」を設置し、本村の高齢者福祉施策及び介護保険事業施策の3年間の計画を審議して策定しました。

更に、本計画を策定するにあたり、計画策定に必要な基礎資料とするための実態調査・及び集計・分析を行うことを目的に、以下の調査を実施しました。

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（65～74歳の要介護認定を受けていない方）
- 在宅介護実態調査（村内の在宅要介護認定者・ケアマネによる聞取調査）

第2 高齢者人口・介護サービス等の推移（P 6～9）

この3年間（④の認定者数は4年間）における本村の各数値の推移は、

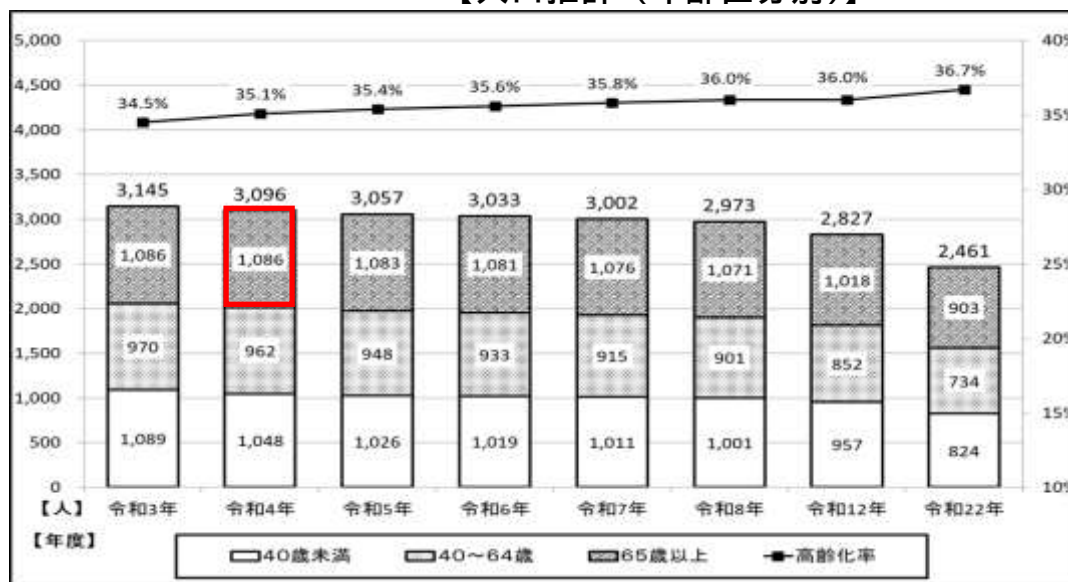
- ① 「総人口」：(R2.10)3,189人→(R5.10)3,057人（△132人・△4.1%）
- ② 「65歳以上高齢者人口」：1,088人→1,083人（△5人・△0.4%）
- ③ 「65歳以上高齢化率」：34.1%→35.4%（+1.3%）
- ④ 「要支援・要介護認定者数」：226人→205人（△21人・認定率20.8→18.9%）
（※介護1：59→44・介護2：36→40・介護3：41→29・介護4：29→32・介護5：23→30）
- ⑤ 「介護サービス利用者数」：195人→185人（△10人）
- ⑥ 「介護サービスの月平均給付費」：月平均30,313千円→29,485千円（△2.7%）
となっています。

第3 高齢者人口等の推計

1 人口の推計（P 10）

本村の総人口は減少が続いており、今後も人口減少傾向は続くと予測されます。増加傾向にあった65歳以上の高齢者人口も、令和4年にピーク(1,086人)を迎え、その後段階的に減少していくと予測されますが、それ以上に65歳未満の人口も減少していくことから※、高齢化率の上昇は続くものと推測されます。

【人口推計（年齢区分別）】



※
**65歳未満
人口の推移**

令和3年
2,059人
(割合65.5%)
高齢者34.5%

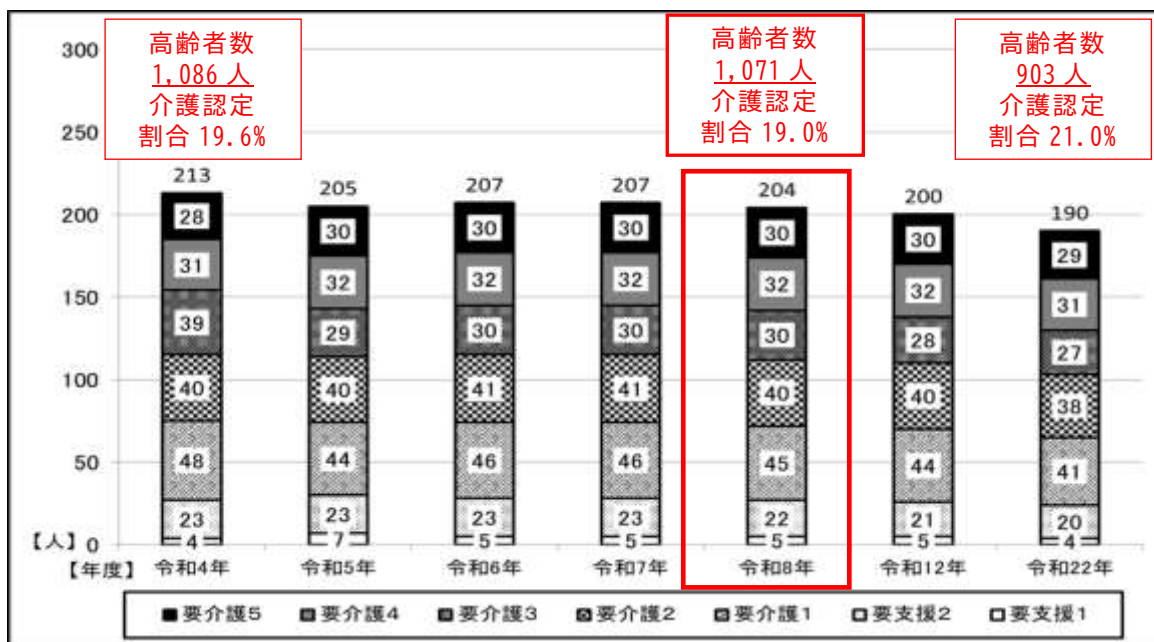


令和22年
1,558人
(割合63.3%)
高齢者36.7%

2 介護保険制度に関する基礎指標（P11～12）

令和8年度の高齢者 1,071 人のうち、介護保険の要支援・要介護認定者を 204 人と見込みます。要支援・要介護認定者のうち、介護給付対象者（要介護1～5）は 177 人、予防給付対象者（要支援1、2）は 27 人と想定します。

【65歳以上の要介護(要支援)認定者数の推計】



第4 高齢者福祉計画の方向性

1 基本理念（P13）

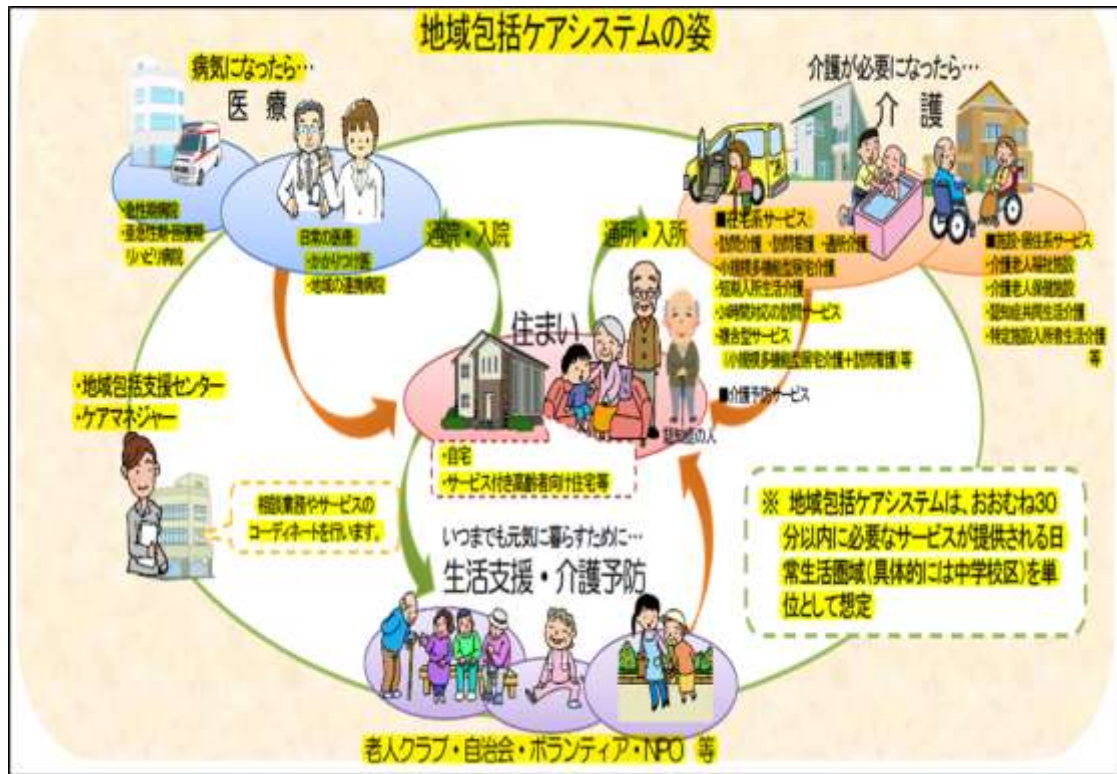
「第五次湯川村振興計画」（H28～R7）では、健康・福祉分野の基本目標である「いつも健康で共に支え合えるむらづくり」と、むらづくりのキーワードである「協働、健康、共生」において、これからの高齢者施策の基本的な考え方と方策を明示しています。

村の高齢者像は、この基本目標等を踏まえ、高齢者本人がこれまでに培ってきた経験や知識に基づいて、積極的に活動していくことで、生きがいに満ちた福祉社会の実現を目指すものです。

超高齢化時代の今だからこそ、高齢者の方が、自分らしく生きがいをもち、いつまでも元気に健やかに自然豊かな湯川村で暮らすことができることを願い、誰もが健やかに 自分らしく生きがいをもち 心豊かに暮らせる村「ゆがわ」を基本理念とします。

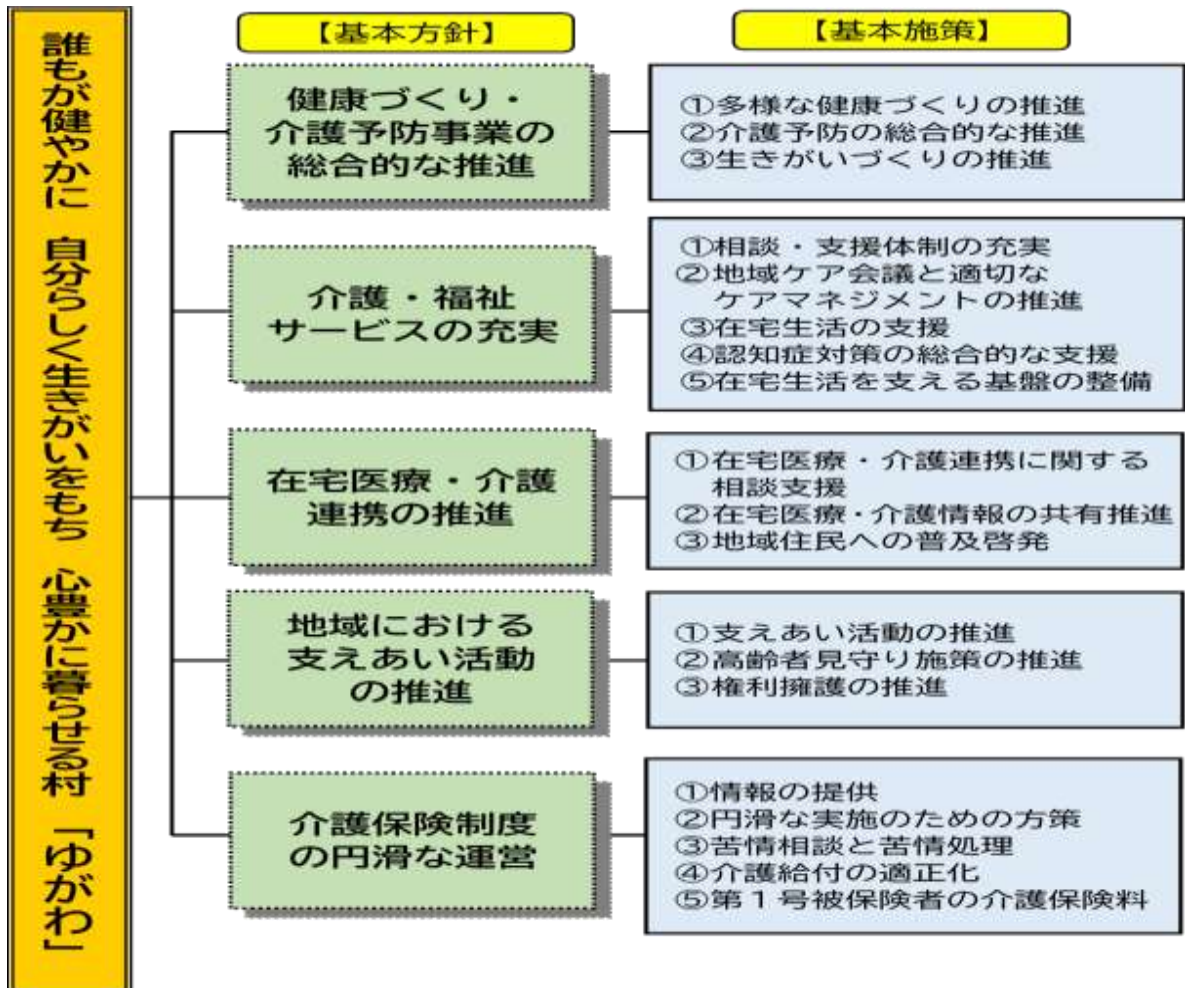
2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて（P14）

今後、高齢化が一層進展する中で、高齢者の地域での生活を支える基盤となる「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会の実現を目指していきます。



3 施策の体系 (P 15)

本計画における「施策の体系」については、以下のとおりとします。



各 論

第1 健康づくり・介護予防事業の総合的な推進

1 多様な健康づくりの推進（P17～18）

(1) 健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進

- 健康データを活用し自分の健康に関心を持ち、ヘルスリテラシーを高めるよう啓発
- 集団・個別指導による保健指導の充実と、各地区集落での介護予防事業の継続（介護予防・フレイル（加齢により心身が老い衰えた状態）対策や生活習慣病などの疾病予防・重症化予防の一体的な実施による健康増進に対する意識高揚の推進）

(2) 生涯スポーツの推進

- スポーツの必要性やニュースポーツの普及啓発
- スポーツに村民のニーズに合ったレクリエーション的要素を取り入れ気軽にグループ作りができる場の提供

(3) 高齢者のこころの健康づくり

- 高齢者を支援する関係機関相互の連携のもと自殺予防対策の推進
- 精神疾患・精神障害に関する情報を啓発・周知、偏見や誤解のない地域づくり推進
- 「ほっと相談（こころの健康相談）」：精神科医による来所相談、アウトリーチ型支援の継続

(4) 高齢者の食・口と歯の健康づくり

- フレイル予防対策・体重管理・口腔ケアの重要性の普及啓発
- 「後期高齢者質問票」を活用し、食の在り方の啓発と低栄養状態の早期発見・予防及び歯科衛生士による個別支援
- 食生活及び口腔清掃に係る指導により、歯周病疾患の早期発見・治療を推進し、口腔機能の関心を高め、正しい知識の普及啓発の推進

2 介護予防の総合的な推進（P18～21）

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進・充実

- 地域包括ケアシステムの深化に向けた、担い手の確保や多様な担い手の活動支援・多様なサービスの充実強化・支援を必要とする高齢者の自立支援や要介護度の重度化防止の促進 等

(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

- 介護予防事業の通いの場において、保健師、栄養士、歯科衛生士等の専門職の支援により、運動・栄養・口腔等の機能向上、改善のための指導を実施、必要に応じて医療・介護サービスにつなぎ、保険事業と介護予防の一体的な実施の推進
→ 令和8年度計画：運動器機能向上28回・栄養改善22回・口腔機能向上22回

(3) 介護予防の普及

【介護予防普及啓発事業】

- 「運動器機能向上プログラム」「栄養改善プログラム」「口腔機能向上プログラム」「閉じこもり、うつ、認知症の予防、支援」及び「健康相談」について、通いの場への講師派遣や自宅訪問にて、適切な健診・医療・介護へつなぎ、自立支援・介護予防・重症化防止の推進
- 「転ばぬ先の体づくり体操」のパンフレット、DVD等配布による普及啓発
- 「ピンシャン倶楽部」の定期的な実施（概ね65歳以上の通いの場の未参加者等）

【地域介護予防活動支援事業】

- 通いの場の開催
→令和8年度計画：実施回数 350回・実施地区 24地区
- ボランティア連絡会により、地域介護予防活動の支援及び、ボランティア同士のネットワークの形成と知識の向上
→令和8年度計画：実施回数 年2回
- 通いの場参加者と老人クラブ合同での運動会実施
- ミニデイサービス「ハッピーデイ」の実施

3 生きがいづくりの推進（P22～23）

(1) 老人クラブの活性化

- 老人クラブの行う教養学習活動、社会奉仕活動、健康増進事業、リーダー層の育成などへの支援強化

(2) 世代間交流や地域との交流の推進

- 老人クラブ等が行う高齢者と児童との交流及び地域間交流活動の積極的促進
- 村民のニーズに合ったニュースポーツの普及啓発や高齢者の知恵や経験を生かした世代間交流事業の推進

(3) ボランティア団体の育成

- 高齢者の生きがいづくりを更に推進するためのボランティア活動団体の育成支援

(4) シルバー人材センターの育成

- 高齢者の生きがいの充実や地域の活性化等を図るため、シルバー人材センター運営のサポート等の支援強化

(5) 高齢者の学習機会の確保・提供

- 高齢者の生きがいづくりや社会参加を推進のための、各種講座・サークル活動等の多様な学習機会の提供

(6) 生涯学習の推進

- 健康と生きがいづくりの学習機会の提供及び高齢者が指導者・助言者として活躍できる機会の場の提供の推進

第2 介護・福祉サービスの充実

1 相談・支援体制の充実（P24）

- 地域包括支援センターを核とし誰もが相談できる身近な総合相談窓口体制の強化
- 様々な相談や潜在的ニーズ、地域の課題等に対して適切に支援を行い専門の相談支援機関につなげ解決を図る体制の充実
- 地域包括ケアシステムの推進強化による、既存の相談体制では十分対応できない制度の狭間にある相談者等への一時次相談後の支援体制等の強化

2 地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進（P24～25）

(1) 地域ケア会議の実施

- 地域ケア会議、自立支援型地域ケア会議の継続実施
→令和8年度計画：地域ケア会議（自立支援型）実施回数 年1回（年2回）

(2) 地域ケア推進会議の実施

- 地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域ケア会議、自立支援型地域ケア会議で把握された課題の総合調整を行う推進会議の開催検討

3 在宅生活の支援（P25～26）

(1) 高齢者の実態把握

- 村内関係所管等が連携による高齢者の生活状況等の把握、介護状態や孤立化等の予防や早期発見・早期対応及び介護予防等の普及啓発推進

(2) 在宅サービス・生活支援の実施

- 冬季生活支援としての「灯油購入助成券交付事業」、自立した在宅生活を支援するための「高齢者住宅改修支援事業」及び寝たきりの高齢者の在宅生活や介護負担の軽減を支援するための「紙おむつの支給事業」の継続実施
- 自立した在宅生活が継続できるよう「ミニデイサービス事業」などへの参加促進及び社会福祉協議会による生活支援サービスの提供強化

(3) 高齢者の移動支援

- 「福祉タクシー・バス利用助成事業」の継続及び新たな移動支援事業の検討

(4) 家族介護者、要介護世帯への支援

- 「家族介護慰労金」の継続実施及び認知症高齢者家族、ヤングケアラーなど家族介護者支援の実施
→令和8年度計画：家族介護教室 実施回数 年1回以上

4 認知症対策の総合的な支援（P27～28）

(1) 認知症の普及理解と啓発

- 「認知症サポーター養成講座」の継続開催（若い世代のサポーター養成推進）
→令和8年度計画：認知症サポーター養成講座 参加人数 年20人以上

(2) 認知症の予防

- 認知症予防の一次～三次予防それぞれの対応における事業の強化・推進
→令和8年度計画：認知症予防教室 実施回数 年2回以上

(3) 介護者への支援

- 認知症カフェ、家族教室、ピア活動等の取組の推進
- 「認知症ケアパス（湯川村認知症サポートブック）」の定期的な更新

(4) 認知症バリアフリーの推進

- 認知症サポーターがより専門的な認知症の知識を習得するためのステップアップ講座の開催や、研修を修了した認知症サポーターによる自宅訪問での外出支援・見守り・声掛け・話し相手等の活動を行う「チームオレンジ」の整備
→令和8年度計画：認知症サポーターステップアップ講座 実施回数 年1回以上

5 在宅生活を支える基盤の整備（P28）

村内サービス事業所について、中長期的な介護ニーズの見込みを適切に捉え、地域の実情に応じた介護サービスを提供することができるよう検討する。

第3 在宅医療・介護連携の推進

1 在宅医療・介護連携に関する相談支援（P29）

入院・外来の他に「在宅医療」という選択肢があることや、在宅を支える様々な地域資源についての案内や、各種サービスや機関との調整、対応力の向上など、相談窓口である地域包括支援センターでの相談支援を拡充していきます。

2 在宅医療・介護情報の共有推進（P29）

近隣自治体や村外事業所や病院との連携、多職種との連携など、関係機関で連携するとともに、情報交換や事例検討等を通して専門職のネットワークづくりを進めることで、在宅医療や在宅介護が一体的に提供される仕組みづくりに取り組みます。

3 地域住民への普及啓発（P29）

住民向けのパンフレット等の作成や専門職による講演会等を行い、地域住民の理解の促進を図ります。

第4 地域における支えあい活動の推進

1 支えあい活動の推進（P30～31）

(1) 多様なサービスの担い手となる地域人材の育成

- 介護予防・日常生活支援総合事業の担い手確保の推進
- 支えあいサービスにおける、社会福祉協議会、シルバー人材センター等と連携した新たな担い手の確保等、高齢者の生活を地域で支える仕組みづくりの推進強化

(2) 生活支援体制整備の推進

- 地域包括ケアシステムの深化を目的とした、生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）の配置や協議体（さすけね会）の活動強化の支援

2 高齢者見守り施策の推進（P31～32）

(1) 防犯・保護対策の推進

- 事件・事故、悪質商法等から守るため、各団体との連携による地域安全活動や相談体制を図り、各種広報媒体を通して啓発活動を推進
- 徘徊がある認知症高齢者や家庭内の暴力・虐待による被害者等の早期発見と保護活動の強化

(2) 防災対策の推進

- 災害発生時に安全かつ円滑に避難できるよう、「避難行動要支援者名簿」の活用及び「個別避難計画」の作成等による、関係団体との連携・協力体制等の強化推進

(3) 感染症などへの対応

- 各関係機関と連携による事業継続のための計画づくり、平常時からの備蓄及び感染予防に係る設備・備品などの確保促進

3 権利擁護の推進（P33）

中核機関（会津権利擁護・成年後見センター）との連携による成年後見制度の普及・啓発や利用支援の更なる推進及び権利擁護のための相談・支援体制の充実強化

第5 介護保険制度の円滑な運営

1 情報の提供（P34）

介護を必要とする村民だけでなく、保険料を負担する方に対しても、引き続き制度に対する理解を得るために、広報等を行います。

2 円滑な実施のための方策（P34）

介護サービス量や保険料水準を推計し、村民や事業所等と広く共有することで、介護予防や身近な地域での活動について認識を深め、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

3 苦情相談と苦情処理（P34）

今後も住民課において窓口を継続し、利用者が安心かつ満足なサービスを受けられるよう努めていくとともに、村民の苦情や相談を親切かつ的確に受け止めていくため、村内の関係機関との連携を図り、相談苦情処理体制構築を推進します。

4 介護給付の適正化（P35）

(1) 主要3事業の取組

①要介護認定の適正化・②ケアプラン点検・住宅改修等点検③縦覧点検等の強化

5 第1号被保険者の介護保険料（P36～45）

サービス量の見込から保険料の推計は、

① 要支援・要介護認定者数の推計（R6～R8年度）

R6	207人	R7	207人	R8	204人
----	------	----	------	----	------



② サービス量の推計（R6～R8年度）

・訪問介護	R6	4,100回	R7	3,950回	R8	3,800回
・通所介護	R6	7,000回	R7	6,900回	R8	6,800回
・短期入所生活介護	R6	1,500日	R7	1,500日	R8	1,500日
・福祉用具貸与	R6	860人	R7	870人	R8	880人
・居宅介護支援	R6	1,150人	R7	1,150人	R8	1,150人
・地域密着型通所介護	R6	1,150回	R7	1,150回	R8	1,150回
・施設サービス	R6	356人	R7	356人	R8	356人



③ 標準給付費等見込額の推計（R6～R8年度）

・介護予防給付費	R6	355,800千円	R7	354,550千円	R8	353,300千円
・特定入所者介護サービス等費	R6	23,000千円	R7	23,000千円	R8	23,000千円
・高額介護サービス等費	R6	10,200千円	R7	10,200千円	R8	10,200千円
・その他の給付費等	R6	1,520千円	R7	1,520千円	R8	1,520千円
・地域支援事業費	R6	28,800千円	R7	29,250千円	R8	29,300千円



④ 第1号被保険者の保険料の推計(R6～R8年度)

第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料は、市町村（保険者）ごとに決められ、その市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額となり、本第9期計画においては、

- ・第1号被保険者の負担割合は23%、
- ・第2号被保険者の負担割合は27%、
- ・残りの50%は国・県・村の負担となります。（第8期からの変更なし）

なお、保険料基準額の算定にあたっての総給付費は、令和6年度の介護報酬改定でプラス改定となるため増加が見込まれますが、令和6年以降の高齢者の減少に伴い、介護サービスの利用者は減少していく見込みのため、給付費としてはほぼ横ばいで推計され、介護給付費総額は第8期の約1,170,288千円から約0.7%増加し、第9期は1,178,160千円となる見込みです。

この総給付費見込額を基に保険料算出の手順により保険料を算定した結果、第9期の保険料基準月額が前第8期と同額の7,500円となります。

【第9期(令和6～8年度)保険料基準月額】

第1号被保険者 保険料基準月額	7,500円
--------------------	--------

【保険料基準月額の推移】

期 別	第1号被保険者 保険料基準月額	対前期（年） 増 加 額
第1期(平成12～14年度)	1,854円	—
第2期(平成15～17年度)	2,400円	546円
第3期(平成18～20年度)	3,630円	1,230円
第4期(平成21年度)	3,310円	△320円
第4期(平成22年度)	3,355円	45円
第4期(平成23年度)	3,400円	45円
第5期(平成24～26年度)	3,940円	540円
第6期(平成27～29年度)	5,960円	2,020円
第7期(平成30～令和2年度)	6,500円	540円
第8期(令和3～5年度)	7,500円	1,000円
第9期(令和6～8年度)	7,500円	0円